

いわて平泉農業協同組合いわいの丘の居宅介護支援サービスについて (重要事項説明書)

1. 事業者

いわて平泉農業協同組合 (本店住所) 岩手県一関市竹山町7番1号

2. 事業目的と運営方針

(目的)

- ・ご利用者が要介護状態になった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した生活を営むことができるように、利用者の選択に基づき居宅サービスが総合的かつ効果的に提供されるよう援助を行います。

(方針)

- ・農業協同組合の協同・相互扶助の精神で福祉活動を展開し、地域社会に貢献してまいります。
- ・利用者様の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ち公正中立にサービスを提供します。
- ・利用者様の有する能力に応じ自立した生活がおくれるよう、生活全般にわたり援助します。
- ・利用者のサービス向上のため、知識、介護技術の資質向上、自己研鑽に努めます。

3. 事業の概要 (ご利用事業者)

居宅介護支援	事業所名	JAいわて平泉居宅介護支援センターいわいの丘
	介護保険事業者番号	0370901480
	住所	岩手県一関市千厩町千厩字境田153-12
	管理者	加藤 喜代
	連絡電話番号	TEL 0191-52-5668
	サービス提供地域	一関市

4. 事業所の職員体制

職 種	従事内容・資格
管理者兼介護支援専門員	ケアプラン作成・介護支援専門員
介護支援専門員	ケアプラン作成・介護支援専門員
事務員	居宅介護支援事務・介護職初任者研修

5. 営業日・営業時間

営業時間/受付時間	8:30~17:00
-----------	------------

但し、祝日及び12月31日から1月3日は除く

6. サービス利用料金および利用者負担

1、居宅介護支援費の利用者負担はありません(介護保険制度にて全額給付されます)。

単位：円

居宅介護支援費	月額
要介護1・2	10,860円
要介護3・4・5	14,110円

加算

単位：円

初回加算	3,000円	入院時情報連携加算Ⅰ	2,500円
退院・退所加算(Ⅰ)イ	4,500円	入院時情報連携加算Ⅱ	2,000円
退院・退所加算(Ⅰ)ロ	6,000円	通院時情報連携加算	500円
退院・退所加算(Ⅱ)イ	6,000円	緊急時等居宅カンファレンス加算	2,000円
退院・退所加算(Ⅱ)ロ	7,500円	ターミナルケアマネジメント加算	4,000円
退院・退所加算(Ⅱ)ハ	9,000円	中山間地域等における小規模事業所加算	10%

7. 居宅介護支援サービス計画書等の作成について

居宅介護支援サービス計画書の作成にあたり、利用者の選択を尊重し自立を支援するため、利用者から担当職員に対して複数の指定居宅介護支援サービス事業所等の紹介を求めることや、居宅介護支援サービス計画書原案等に位置づけた指定居宅介護支援事業所の選定理由の説明を求めることができます。

8. ケアマネジメントの公正中立性の確保

ケアマネジメントの公平中立を確保する観点から、利用者の心身の状況等に
応じた利用者本人の選択に基づくサービス提供体制の確保や、特定の居宅サ
ービス事業者の利用に偏らないよう複数の事業所について紹介及び説明を
します。

当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙の通りである。

(1) 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの割合

(2) 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業所によって提供されたものの割合

9. 秘密保持

事業者は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密・個人情報については、利用者または第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。

10. 衛生管理

感染症が発生又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとします。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ります。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。

(3) 事業所において、従業員に対し感染症の予防及びまん延防止のための研修及び

訓練を定期的 to 実施します。

11. 虐待防止に関する事項

1、事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、対策を検討する委員会を定期的 to 開催し、従業員に周知徹底を図ります。また、指針の整備や担当者を定め、研修を定期的 to 実施します。

2、事業者は、サービス提供中に、従業員又は利用者家族等高齢者を現に養護する者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町及び関係機関に通報します。

1 2. 身体拘束

事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行いません。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとします。

1 3. 業務継続計画の策定

1、事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための計画、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。
2、事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。また、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

1 4. 地域との連携等

事業者は、その事業の運営に当たって地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めます。

1 5. ハラスメントの防止対策

事業者は、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための必要な措置を講じます。

1 6. 事故対応

事業者は、居宅介護支援による訪問中に利用者に対する事故が発生した場合、市・利用者の家族に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

1 7. 損害賠償

当センターのサービスに起因する賠償すべき事故が発生した場合は、所定の手続きの上、損害賠償いたします。

1 8. 相談窓口・苦情対応

サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

JAいわて平泉居宅介護支援センター いわいの丘 相談窓口	管理者 加藤 喜代
	対応時間 8：30～17：00
	TEL 0191-52-5668
一関地区広域行政組合 介護保険課	TEL 0191-31-3223
岩手県国民健康保険団体連合会	TEL 019-604-6700

私は、重要事項説明書及びサービス内容説明書に説明を受けました。
このことにより、居宅介護支援サービスの提供開始について同意します。

令和 年 月 日

利用者 住所 _____
_____ 印

代理人 住所 _____
_____ 印

説明者 J A いわて平泉居宅介護支援センターいわいの丘
_____ 印